

令和4年第2回定例会 一般質問

学年が変わるときのノートの準備について①

① 市内小学校の教科書、そしてノートは各学校、各学年で違うのですか？

(答弁)

教科書の取扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限となっておりますことから、本市の所管する全ての小学校においては、旭川市教育委員会が採択した同じ教科書を使用しております。

また、授業において児童が使用するノートにつきましては、各教科等の特性や児童の発達段階等を踏まえて、各学校において、学年ごとに使用する教科や規格等を定めております。

② ノートを用意するのは学校ですか？ 家庭ですか？

(答弁)

授業において児童が使用するノートにつきましては、基本的には、各家庭で用意することとしておりますが、児童が初めてノートを使用する新1年生の国語や算数など、学校があらかじめ用意している場合もあると聞いております。

なお、ノートを学校が用意した際の費用につきましては、保護者が負担しているところであります。

③ 昨年ある保護者の方から「学年が変わるときのノートの準備を新学期になってから伝えられるのですが、もっと早く伝えてもらえないのですか？うち母子家庭で車がありません。始業式に伝えられても、近くに文房具店がないので仕事を終えて買いに行こうとしても難しいです。古いノートを使ってもらってもいいと言われても子どもは新しいノートを使いたがっています。」とのことでした。

新学期、授業開始までにどんなものを準備しなければならないのですか？

(答弁)

新年度の授業開始までに各家庭において準備していただく学習用具につきましては、各教科ごとのノートや、鉛筆、消しゴム等の筆記用具などであり、各学校においては、こうした学習用具について、保護者に周知を図り、新年度の授業が円滑に進められるよう配慮する必要があるものと考えております。

④ 只今の答弁でもノートは入っているのですが、新学期に伝えているのかと思っていました。 修了式の時に準備するノートの規格を伝えられたら、春休みに購入することが出来るのと思っていたら、今年の春休みに西イオンに行くと各小学校の1年生から6年生までの使用するノートの規格が張り出されていました。旭川市の小学校は52校あると思いますが、そのうち35校分が張り出されておりました。

また、保護者に前年度の修了式の日、新年度使用するノートの規格を周知している学校があるともお聞きしております。

各学校においては、保護者に対して、新年度までに用意するノートの規格などについてどのように周知しているのでしょうか。また、小学校新1年生や中学校新1年生の保護者に対する周知はどのようにしているのでしょうか。

(答弁)

新年度までに用意していただくノートの規格等につきましては、多くの学校では、学校生活の約束や持ち物などを整理したリーフレットに記載し、保護者への配付やホームページでの公表により、保護者が年間を通じて確認できるようにしているほか、修了式の日や学年便り等で周知しております。

また、小学校新1年生や中学校新1年生の保護者に対しましては、前年度中に行われる入学説明会等において、新年度までに用意していただくものについて周知しております。

⑤ 他の保護者から、ある学校のプリントを見せてもらうと教材や学習用具を持ち帰りました。新学期も使うので点検・補充を行い新学期まで大切に保管させてください。特に筆箱の中身は、鉛筆、消しゴム、赤ペンや赤鉛筆、定規など、や習字セットは、筆、半紙、墨汁、絵の具のセットは絵の具の補充、裁縫セット、体育帽子のゴムひも、のりなどの確認をお願いします。

一番下に〇年生で使用する学習ノートについては、新学期にお知らせいたします。時間のない中申し訳ありませんがその後の購入をお願いします。と書いてありました。

修了式に伝えない学校は、新学期の担任によって使用するノートが違うから伝えられないのですか？

(答弁)

修了式までに新年度で使用するノートの規格を保護者に伝えていない学校からは、その理由として、新担任等の考えを尊重し、新年度になってからノートの規格を決めていることや、そうした場合においても、当面の間は、前年度のノートをそのまま使用して良い旨を保護者に伝えているとお聞きしております。

しかしながら、新年度に新しいノートを使用したいと思う児童もいることや、ノートをはじめ、学習用具等を保護者に用意していただく際には、すぐに準備することが難しい場合があることも考慮し、準備期間を十分に設けるなどの配慮が重要であると考えており、今後、全学校が同様の対応となるよう指導・助言に努めてまいります。

指摘：是非、準備する時間が十分とれるよう配慮して頂ければと思います。宜しくお願い致します。

公金の誤振込について②

① 山口県阿武町が新型コロナウイルス対策の給付金事業で4630万円を誤振込した問題

町はフロッピーディスクに入った463世帯の口座情報を銀行に提出して、各世帯に10万円ずつ振込手続きが終わりました。

その数日後、名簿の一番上にあった24歳男性の名前と4630万円の金額が記載された振込依頼書を金融機関に提出

振込が終了後、銀行職員から間違えではないのかと役場に連絡が入り誤振込が発覚という流れです。

阿武町で発生した誤振込と同様の事例は旭川市であるのですか？

(答弁)

山口県阿武町において発生した公金の振込誤り事例のように多額の公金を一人の方に二重に支払った事例は、本市では発生していないと把握しております。

しかしながら、誤って公金を過払いしたため返納をお願いした例として、平成28年度以降の監査指摘事項や事務処理誤り報告により把握しているのは8事例となっております。

② 摂津市でも2018年にコンピューターに一桁多く入力したため1502万円の住民税を男性に還付してしまい、市は何度も返金してほしいとお願いしても明確な意思表示はなく、2020年2月、男性は弁護士を立て、その後代理人同士の話し合いとなりましたが、話が進まず、市は裁判で決めてもらうしかないと大阪地裁に提訴し、勝訴しましたが、男性は返金せずに無視し続けており、判決では年利5%をつけて市に返金するよう言い渡されていて1500万円だとすると年間75万円になります。いろいろなところで起こっていることが分かります。

過払いは8事例あるとのことでしたが、誤って振り込まれた金額はいくらか。

また、そのうち返金されなかった事例はありますか？

(答弁)

過払いとして報告があった8事例の合計金額は1,001,428円で、そのうち未収となっているのは2事例、金額は698,655円となっております。

未収の内訳としましては、予防接種業務において公費負担の対象者が市民のみであるところ、誤って市外の方にも公費負担してしまった事例が85件分で未収金額は498,655円、また、全世帯に支給した特別定額給付金業務において、本来、本市から支給すべきでない市外施設入所者に対して支給した事例が1件で、未収金額は200,000円となっております。

③ 阿武町ではいまだにフロッピーディスクを使用していることが話題になりました。これは銀行側からの希望で、CD-ROMなどより処理が早くて、使い勝手がいいとの理由らしいのですが、旭川市は振込のデータはフロッピーディスクで渡しているのでしょうか？ そうでなければ、どのように行っているのか？お答えください。

(答弁)

旭川市では、口座振込データの提出にはUSBメモリを使用しております。口座振込データは、支払日ごとに会計課又は担当課で作成しております。

※担当課で作成しているもの

・生活保護費 ・職員給与等 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・就学援助費

④ 大阪府寝屋川市では1000世帯近くに10万円を二重振り込みしてしまい、最後まで返金に応じなかった13世帯については、裁判に訴え、市が債務名義を取得し、強制執行で預金口座を差し押さえようというもので、執行額は誤支給の1人当たり10万円に加え、1割程度の訴訟費用が上乗せされるそうで、既に5世帯で裁判が終わり、うち3世帯が強制執行などで完納、2世帯は分納するなどしており、残る8世帯は係争中との事です。

どこの街も裁判沙汰になっているようです。

阿武町のようなことが、旭川市でも起こり得ることなのか？

(答弁)

阿武町の事例については、振込手続の詳細な内容は不明ですが、町のHP等によると、金融機関に振込依頼する際、システム操作の誤りにより、本来の振込とは別に二重払いとして対象世帯の合計額が1世帯に全額振り込まれたものと認識しております。

旭川市では、一つの支出命令に対しては、システムの操作による二重払いは起こらない仕組みとなっておりますが、同じ内容の支出命令を別々に2枚作成した場合、同様の事例

は起こり得ると考えられることから、支出命令にあたっては、根拠となる起案や支出負担行為何との確認とともに、日々の歳出予算の把握が重要であります。

⑤ 旭川市は、これらのような事が起こさないための仕組みはどのようなになっているのか。

(答弁)

旭川市では、口座振込に必要な口座振替通知書及び口座振込データ用のUSBメモリを作成するために一度支払処理を行った支出命令には、再度支払処理を行うことができないシステムになっております。また、指定金融機関には、口座情報のUSBメモリと口座振替通知書及び支払の小切手を渡しており、その際、USBメモリの口座振込データの合計金額と小切手の金額が同額であることを確認する流れになっております。

ダブルチェック、トリプルチェックをしても思い込みからミスが起こるそうです。どんなに素晴らしい機械を使っても、それを使うのは人間です。気をつけて下さい

1号認定保育の現状について③

① 一部の認定こども園で「2号認定」で受入れている園児を「1号認定」に移すことで国や自治体から入る給付金を通常より多く得ている問題に対し、会計検査院が鹿児島県鹿屋市に対し調査に乗り出していることが分かりました。

2020年度、鹿屋市内にある認定こども園27園のうち19園で、1号認定枠の定員が154名超過しており、鹿屋市によると変更は年度の途中で相次いでみられ、2020年度だけで約9,000万円にのぼったと判断しているとのこと。

旭川市でも数年前、鹿屋市と同様の事が起き、月刊誌などにも記事になり、旭川市でも各園に「定員遵守」を徹底し、少し落ち着いたようにみえましたが、最近旭川市内の一部の認定こども園から「1号認定枠の増」を求めて旭川市に働きかけがあったと聞いています。そもそも、この認定こども園の1号認定はどのような考えで設けられているのですか。

[答弁]

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する機能を持つ施設であり、入所児童が教育

標準時間認定と保育認定の異動による入退園を行うことなく、同一園に通園を継続したまま就学を迎えられる施設であります。

御質問にあります保育所型認定こども園の1号認定枠は、保育を必要とする2号認定の園児が親の就労等の状況により、2号認定が受けられなくなった場合に、教育時間の1号認定として同じ園に通うことが出来ることが最大の特徴であります。

② 認定こども園は、保育の必要性がなくなった場合でも、認可保育所だと退園することになりますが、認定こども園の場合は、1号認定化することで引き続き在園できるメリットがあるということであります。

そのような制度の中で、一部の認定こども園では、「園側から保護者に対して2号認定から1号認定に変更して欲しいと持ち掛けて、意図的に1号認定を増やしている。」との噂も聞こえてきており、保育所型の認定こども園は、幼稚園機能を有した保育所として、1号の給付費が2号の2倍近い額で設定されているため、施設が1号での利用に変更したり、1号認定の子どもを、定員を超過してまで多く受入れることで、より多くの給付費を得ていると疑われるのではないのでしょうか。

利用定員に関する基本的な考え方は、「利用定員の適切な設定及び見直し」と「利用定員の遵守」について、令和4年3月23日内閣府から通知が出ていますが、旭川市においては出生率は低下し、今後も低下していくことが予想されるため、既に1号認定枠は十分に足りており、旭川市内の1号認定枠を増やす必要はないと考えます。

そこで、令和4年4月1日現在の、本市の保育所型認定こども園における1号認定子どもの利用定員に対する受入状況はどのようになっているのでしょうか。超過しているところがある場合は、その内訳を示してください。

〔答弁〕

本市の保育所型認定こども園における1号認定子どもの利用定員に対する受入れ状況は、令和4年4月1日時点で、全24施設中、利用定員を下回っているものが16施設、利用定員と同数のものが6施設、利用定員を上回っているものが2施設ございます。

このうち、利用定員を上回っている2施設の内訳ですが、いずれも9人の利用定員に対して、10人と13人の受入れが1施設ずつとなっております。

③ 令和4年4月1日現在においても、利用定員を超過している保育所型認定こども園が、2施設あるとのことでした。

保育所型認定こども園は、あくまでも児童福祉施設という位置付けで、1号定員は、2号認定の児童が保護者の就労状況の変化等により転園せざるを得ない状況に陥ることを防ぐ

ために設定しているものであり、その利用に当たっては、在園児の1号認定化に伴うものを原則としているものと考えます。

年度途中で定員を超過することは考えられますが、年度当初から1号認定子どもを超過して受け入れることは、定員制度を無視しているのと同じではないでしょうか。

利用定員を超えて受入れを行っていても制度上、問題がないのか聞かせてください。

〔答弁〕

子どもの受入れについては、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に基づき、原則として利用定員の範囲内で行うこととしており、一方、ただし書きで「やむを得ない事情がある場合」などには、利用定員を超えることができるとしております。

このやむを得ない事情については、「保護者の就労状況の変化等により、2号認定こどもが保育の必要性に係る事由に該当しなくなったこと」や、「保護者と直接契約を締結する認定こども園等において、入園を辞退する者が想定よりも少ない等の理由により実際の利用児童数が利用定員を超えることとなる」などとしているところであります。

④ 例外的に利用定員を超過して受入れを行うことができるケースがあることは分りましたが、利用定員を超過している施設に対する本市の対応は、どのようなになっているのか聞かせてください。

〔答弁〕

本市では、これまでに、各施設に対して利用定員の遵守に関する通知を行っているほか、実際に利用定員を上回っている場合には、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行うことができる理由を確認するとともに、必要に応じて、個別施設に対して定員遵守の指導を行っております。

⑤ 少子化が進行する中で、先日の報道にもありましたが、幼稚園はもちろん保育所も余りはじめる時代に入ってきました。

定員制度は、市内全体でサービスが維持継続されるために必要な、市町村がコントロールする大事なシステムだと思います。これが守られないと保育の需給バランスが崩れてしまい、逆に必要な保育が受けられなくなってしまうのではないのでしょうか。

確かに、認定こども園では、保護者の希望により2号から1号への認定変更は可能となっていますが、これはあくまでも利用定員の範囲内であり、定員遵守が基本であります。

市では、定員遵守の通知や指導を行っているとのことですが、今年度4月1日現在、定

員を超過している施設が生じているようですので、定員の遵守に向け、さらに徹底した対応が必要と考えます。

本市の今後の対応について、聞かせてください。

〔答弁〕

議員の御指摘のとおり、特定教育・保育の提供は、市町村計画に基づき進められるべきものであり、必要なサービスが適正に地域に行き渡るようにしていくものでありますので、利用定員を全ての施設が遵守することが前提であると考えております。

利用定員を超過する施設に対しては、その理由や妥当性の確認を徹底し、引き続き定員遵守の指導を行うとともに、必要に応じて監査を実施していく考えであります。

⑥ 定員遵守は、大前提の条件であると思うので、是非指導は徹底して欲しい。また、この少子化の中で、いたずらに利用定員を上げることにもならないと思いますが、認定こども園における1号認定子どもの今後の定員設定の見直しについて、見解を聞かせてください。

〔答弁〕

利用定員の変更は、施設の規模や従事者の雇用など長期的に影響が及ぶものですので慎重な検討が必要であるとともに、一方で、保育ニーズの変動や地域の事情などにもしっかりと配慮していく必要があると考えております。

認定こども園における1号認定子どもの利用定員の設定に当たっては、急速な少子化に伴う利用児童数の減少が今後見込まれることや、本市全体の1号認定子どもの利用定員に対する充足状況から、基本的に定員増は必要ない現状にあるものと考えております。

新たに誕生したホッキョクグマの将来について④

① 昨年12月に40年ぶりに生まれたメスのホッキョクグマの赤ちゃん。

4月29日からじまった夏季営業で一般公開されました。ゴールデンウィークを避けて動物園に行きましたが、駐車場にはたくさん車が止まり、たくさんの修学旅行のバスが駐車していました。園内には多くの来園者がおり、ホッキョクグマの赤ちゃんの効果もあるのかな？と思って様子をみていました。

そこで質問いたしますがコロナ禍ということもあり、ここ数年は入園者が減少傾向にありましたが、夏季営業がはじまりどのような状況なのかお答えください。

(答弁)

旭山動物園の入園者数は、コロナの影響を受けたことにより、過去2年は夏期開園がスタートした早々で臨時休園を余儀なくされておりましたが、今年度は無事開園を迎え、直近5月の入園者数では約12万2千人と、コロナ前3か年平均の約80%の来園者数となっており、順調に回復してきているものと認識しております。

② 旭山動物園は1974年11月に国内で初めてホッキョクグマの繁殖に成功しコロと名付けられました、その後1976年にジュン、1979年12月にダイとショウ、1981年にハッピーを最後に誕生して育ったホッキョクグマはいませんでした、40年ぶりとなる旭山動物園のホッキョクグマの赤ちゃんの誕生には、私も大興奮です。国内にはいま何頭のホッキョクグマが飼育されており、北海道では何頭のホッキョクグマがいるのですか？

(答弁)

国内では18施設の動物園・水族館において、令和3年度末現在で、オス12頭、メス24頭の合計36頭のホッキョクグマを飼育展示しており、そのうち北海道には、旭山動物園、札幌の円山、帯広、釧路の4園で11頭を飼育展示しております。なお、旭山動物園には、オス1頭、今回生まれた子供を含めメス4頭の計5頭があり、国内でも有数の飼育展示頭数となっております。

③ 北海道内で4園、11頭を飼育しているという事で、今回生まれたこぐまも含め、5頭が旭山動物園で飼育されているという事でした。6月1日からホッキョクグマの赤ちゃんの愛称募集が始まりました。

「実際にホッキョクグマの子どもの様子を見て愛称を考えてもらいたい。」という思いにより、来園者による応募に限定し、電話、FAX、郵便、Email等での応募受付は行わず、応募は1人1回という事です。愛称をつけて、いつまでも旭山動物園にいて欲しいと思います。

そこで質問ですが今回生まれた赤ちゃんを除いて、旭山動物園にいるホッキョクグマは旭山動物園所有なのですか？

(答弁)

日本動物園水族館協会では、種の保存に関する取組として、各施設が共同で計画的に個体

群の血統を管理し、飼育動物を無償で貸し借りする仕組みを構築し、繁殖に取り組んでおります。

旭山動物園で飼育しているホッキョクグマにつきましては、メスのルルが当園の所有となっておりますが、同じくメスのサツキは札幌の円山動物園からの借用であり、今回生まれた子の母親であるピリカと父親であるホクトも、それぞれ帯広と姫路市の動物園から借用している個体となっております。

④ メスのルル以外はそれぞれの動物園から借用してきているという事です。今回生まれた赤ちゃんは旭山動物園にずっといてもらうことは出来るのかと心配しています。ホッキョクグマの赤ちゃんの所有権というのかは分かりませんが、どこの動物園が権利を持つことになるのですか？

(答弁)

今回生まれたホッキョクグマの子は、両親ともに借用の個体であることから、その子の帰属については、今後、親の個体を所有する動物園と協議することになりますが、一般的には、第一子目は母親を所有している動物園、第二子目は父親を所有している動物園の帰属となり、第三子目が借用している動物園の帰属となるものであります。

⑤ これからピリカを借用している帯広動物園と話し合いをしたいと思います。少しでも長くいてくれればいいと思っておりますが、種の保存を考えると移動しなければならぬので少し寂しくなります。

あるホームページに

新たな繁殖施設の完成や各園が連携した繁殖プロジェクトの進展など、国内のホッキョクグマを取り巻く環境は変わっている。細る野生の血脈を前に、動物園はどう命のバトン未来につなぐのか。その役割が問われている。

とありました。

いまホッキョクグマは世界で26000頭といわれています

2100年までにホッキョクグマの個体群は数個しか残らない可能性が高いともいわれております。

絶滅させないために何が出来るのかを考えたいと思います。

いま動物園は岐路に立っていると思います。

円山動物園のホームページを見るとシンリンオオカミやライオン、アムールトラの紹介欄には過去に飼育していた動物と書かれ、動物園にいる動物がいない状況です。今後の動物園の在り方については違う機会で行いたいと思います。

旭山動物園は日本で初めてホッキョクグマの繁殖に成功しましたが、日本で初めて誕生したのは1917年（大正6年）上野動物園です。

ここでいう繁殖というのは誕生して6ヶ月以上生存したことを表しています。

昨年12月10日に誕生したホッキョクグマの赤ちゃんは、本日6月10日で繁殖に成功したという事になります。